

税 務 だより



固定資産税台帳縦覧

令和3年度固定資産税（土地、家屋）の台帳の縦覧をおこないます。

日時 4月1日（木）から30日（金）
午前8時30分から午後5時15分
※土・日曜日、祝日を除く

場所 税務課

その他 本人確認のできるもの（免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。

問合せ先 税務課 ☎95-1113



スマートフォン決済アプリで 町税・料金の納付ができます！

4月1日（木）から町税・料金をスマートフォン決済アプリで役場や金融機関等の窓口に出向いていただくことなく、いつでも簡単に納付ができますのでご利用ください。



PayPay
(ペイペイ)



LINE Pay
(ラインペイ)



PayB
(ペイビー)



対象税目

- 町県民税（普通徴収） ● 固定資産税 ● 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税 ● 保育料 ● 町営住宅使用料

料金等内容についての問合せ先

税務課	町県民税	☎ 95-1112
	固定資産税・軽自動車税	☎ 95-1113
戸籍保険課（国民健康保険税）		☎ 95-1116
福祉こども課（保育料）		☎ 94-1222
維持管理課（町営住宅使用料）		☎ 95-1615

利用方法

アプリをダウンロードして、スマートフォンで納付書のバーコードの読み取り、決済をおこなってください。

留意事項

- ▽ □座振替をご利用の場合はご利用いただけません（スマートフォン決済アプリでの納付をご希望される場合は、□座振替停止手続きが必要です）。
- ▽ 納期限内および有効期限内のバーコード付納付書が必要です。税額が30万円を超えている納付書はご利用できません。
- ▽ スマートフォン決済アプリでの納付は領収書が発行されません。アプリの納付確認をご確認ください。

▽ 納税証明書が必要な場合は、アプリ決済日の翌々開庁日以降に役場で納税証明書を取得してください。

▽ 役場、金融機関、コンビニエンスストア等ではアプリ決済はできません。

▽ アプリでおこなった取引を取り消すことはできません。アプリで納付済みの納付書で、金融機関やコンビニエンスストア等で二重に納付しないようご注意ください。

▽ アプリのご利用については無料ですが、パケット通信料については自己負担となります。

問合せ先

税務課 収納グループ ☎95-1114